

育児休業は、男性も取得できます！

子育てパパを支援します。

●「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が

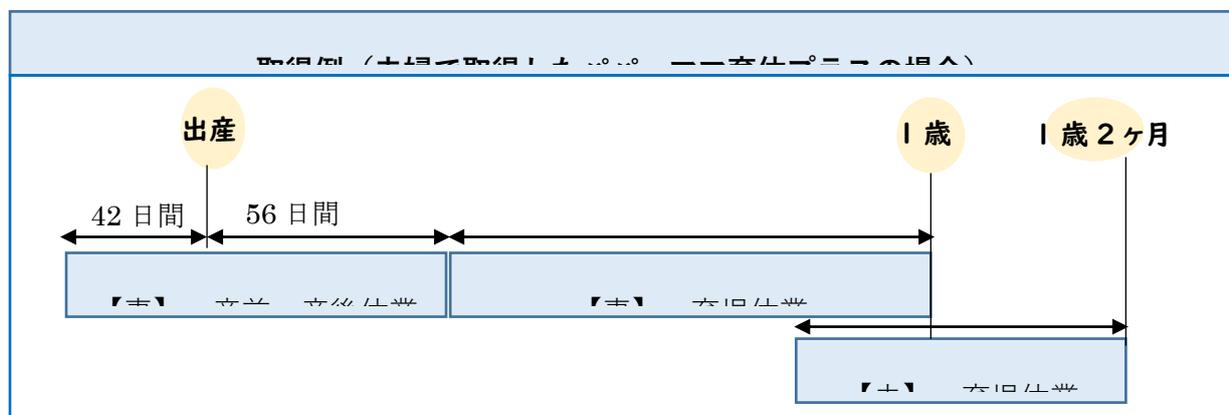
- ・「一定の場合」とは「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します。

- ◆会社では男性でも要件を満たしていれば、育児休業の申し出を拒否しません。
- ◆申し出は、休みたい日の1か月前までに、必要事項を書いた書面を会社に提出して下さい。（提出先は総務課まで）



男性の育児休業(育休)にはこんな特徴があります。

- ★ 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます。（パパ・ママ育休プラス）
- ★ 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます。
- ★ 配偶者が専業主婦でも休業できます。



育児休業(育休)中は経済的支援が受けられます。

育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%（6か月経過後は50%）の給付を受けることができます。

育児休業期間中の社会保険料の免除

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出することにより、育児休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されます。

